

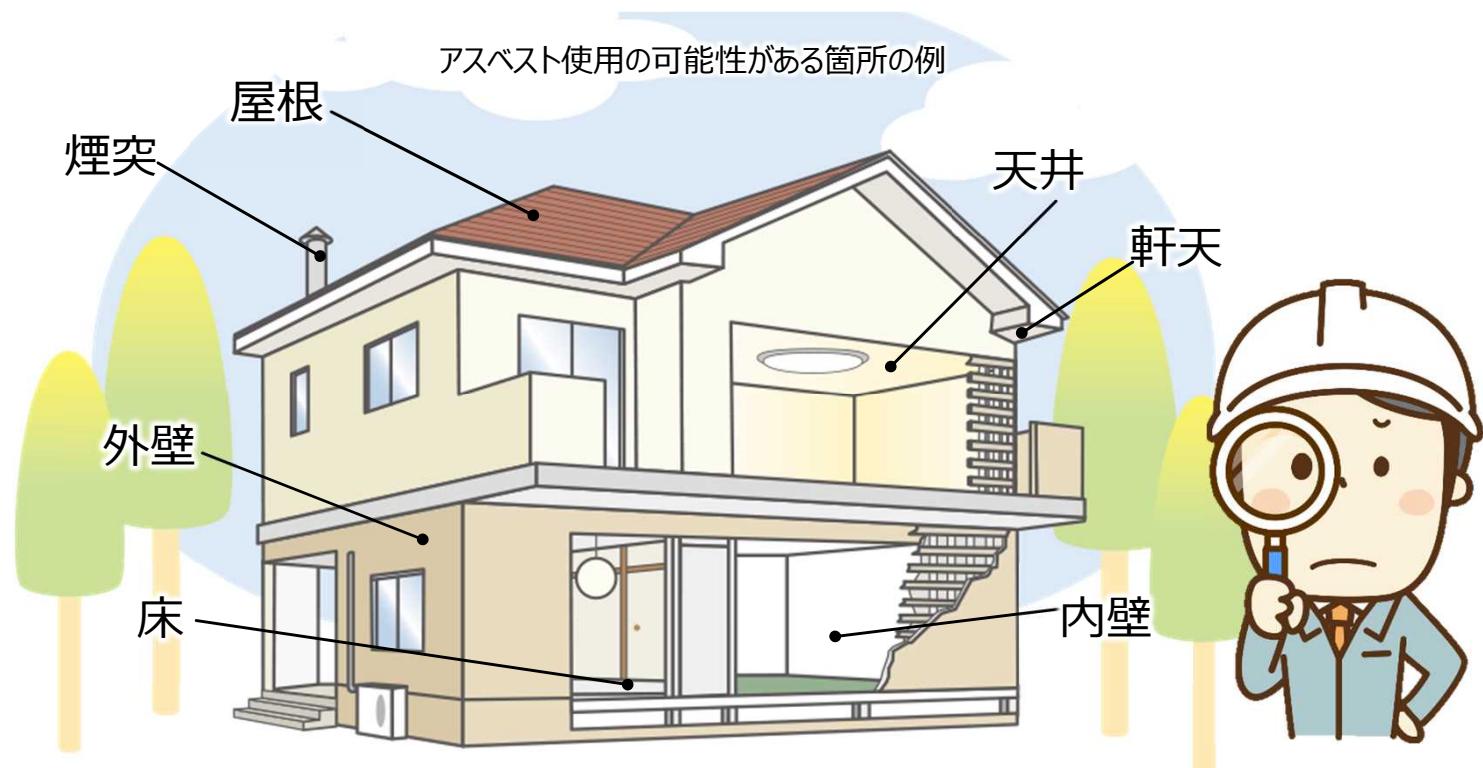
建物の解体・改修時のアスベストに注意！

建物を解体・改修する際はアスベスト対策が必要です。

工事を発注するときは、適切なアスベスト対策のため、以下の事項に留意してください。

1 事前調査への協力（大気汚染防止法第18条の15）

建物の解体等を行う場合、施工者はアスベストを含む建材の事前調査を行う必要があり、発注者はこれに協力しなければなりません。



事前調査の方法

- 書面調査：設計図書等からアスベストが含まれた建材の有無を推定します。
- 現地調査：書面調査の結果を踏まえ、現地で実際の使用状況を確認します。
- 分析調査：現地調査等でアスベストが含まれているか不明だった建材に対し、必要に応じて、建材の分析を行って確認します。

※ アスベストが含まれているか不明な建材は、「アスベストが含まれている」とみなして取り扱うこともできますが、廃棄物の処理費用が割高になる場合があります。



発注者は、施工者が事前調査を適切に行えるよう、**設計図書等の提供、調査費用の負担等に協力しましょう。**

point

※発注者の事前調査への協力は法律で義務となっています。

2 事前調査結果の説明 (大気汚染防止法第18条の15)

事前調査が終わったら、施工者は調査結果を書面で発注者へ説明する必要があります。

※建物にアスベスト建材が全くなかった場合でも、その旨の説明が必要です。



発注者としても、**事前調査の結果を把握しましょう。**

※事前調査の結果によっては、「3 発注者の届出義務」に関わります。



3 発注者の届出義務 (大気汚染防止法第18条の17)

事前調査の結果、飛散性の高いアスベスト建材が使用されていた場合、除去工事前に「特定粉じん排出等作業実施届出書」を提出する必要があります。



特定粉じん排出等作業実施届出書の届出義務は発注者にあります。

事前調査結果を把握したら、**届出の要否を施工者と相談しましょう。**

※必要な届出をせずに工事を行うと、発注者に罰則が適用される場合があります。



4 適切な作業への協力 (大気汚染防止法第18条の16)

アスベスト建材を除去するときは、アスベストの飛散を防止するために、法律で定められた作業基準を遵守して作業する必要があります。

作業基準の例

- アスベスト建材は、原則手作業で破断や切断をせずに除去する。
- 破断や切断をする場合、薬液等で湿潤化した状態にして除去する。
- 粉じんが飛散しやすい作業を行う場合は、作業箇所の周辺を養生する。



発注者は、施工者が作業基準を遵守できるよう、**適切な作業方法、工期の設定、工事費用の負担に協力しましょう。**

※アスベスト建材が使用されている建物の場合、解体等の工期が長くなり、費用も高くなる場合があります。

※工事の請負条件に、作業基準を妨げるような条件を付けることは、法律で制限されています。

※上記のほか、アスベスト建材の除去作業完了後の報告等も必要となります。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課大気騒音係

札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所12階南側）

電話：011-211-2882

